

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
つくば市	桜地区(第15区～第18区)	2021年3月15日	2023年3月17日

桜地区	第15区	上境 中根 栄 松栄 松塚 横町 大 金田 古来 吉瀬
	第16区	上ノ室 花室 妻木 東岡 柴崎 倉掛
	第17区	上広岡 下広岡 大角豆
	第18区	上野 栗原

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1083.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	693.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	210.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	84.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	14.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	65.2 ha
(備考)	

- 注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<p>70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作面積は、今後、中心経営体が引き受け可能な耕作面積よりも44haも多く、新たな農地の受け手の確保が必要となる。</p>
---

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>第15区の農地利用については、中心経営体である農業者6経営体が担っていく。農地中間管理事業を活用して水田を中心に農地の集約化を進め、耕作条件の改善により新たな担い手の確保を進めていく。</p>
<p>第16区の農地利用については、中心経営体である農業者5経営体が担っていく。学園地区と隣接し開発が進み地区内の耕作条件悪化が懸念されることから、基盤整備事業実施済みの水田を中心に担い手への集積を進め農地を保全していくとともに、新たな担い手の確保・育成を進めていく。</p>

第17区の農地利用については、中心経営体である農業者2経営体が担うほか、他地区からの経営体の受け入れも視野に、これに対応していく。未整備地区の基盤整備事業の促進を誘導し、事業実施地区については、大区画化などの再整備により耕作条件を改善することで新たな農地の担い手への集積を進めていく。

第18区の農地利用については、中心経営体である農業者8経営体が担っていく。農地中間管理事業の活用により集積を進めるとともに、未整備地区における整備事業の促進を誘導していくほか、事業実施済み地区については、大区画化などの耕作条件の改善することで新たな農地の担い手への集積を進めていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	田 養牛	10 ha — ha	田 養牛	10 ha — ha	第15区
認農法	B	畑	0.6 ha	畑	1.6 ha	第15区
見込	C	田 畑	3.2 ha	田 畑	13.5 ha	第15区
認農	D	畑	0.15 ha	畑	0.15 ha	第15区
認就	E	田 畑	6.7 ha	田 畑	13 ha	第15区 第16区
認農	F	畑	5 ha	畑	10 ha	第15区 第16区 第17区 第18区
認農	G	田	14 ha	田	20 ha	第16区
認農	H	畑	0.6 ha	畑 田	2.5 ha	第16区
認農法	I	田 畑	0.75 ha	田 畑	3 ha	第16区
認農	J	畑	2 ha	畑	2.5 ha	第17区
認就	K	畑	0.54 ha	畑	0.8 ha	第18区
認農法	L	田 畑	80 ha	田 畑	98 ha	第18区
認農法	M	畑	2 ha	畑	3 ha	第18区
認農	N	田 畑	5.1 ha	田 畑	6.8 ha	第18区
認就	O	畑	0.9 ha	畑	0.9 ha	第18区
認就	P	畑	0.5 ha	畑	1 ha	第18区
認農	Q	田 畑	1.21 ha	田 畑	11.7 ha	第18区
			ha		ha	
計	17 経営体		133.3 ha		198.5 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、認定農業者等になることが見込まれる者は「見込」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。